

## [事案 2023-351] 入院給付金等支払請求

・令和7年3月13日 裁定終了

### <事案の概要>

責任開始期前発病を理由に、入院給付金等が支払われなかったことを不服として、入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和4年9月に、胆のう結石症、慢性胆のう炎で入院し、腹腔鏡下胆嚢摘出術を受けたため、令和2年12月に契約した医療保険にもとづき入院給付金および手術給付金を請求したところ、責任開始期前発病を理由に給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、給付金と遅延損害金を支払ってほしい。

- (1)本契約の約1年半前に胆石からの急性肝炎にて緊急入院したことを説明したところ、保険会社より指定された医師による診断と告知を必要とされたため、指示に従い指定された医療機関にて診断と告知を行った。
- (2)その際、先に入院していた病院にて作成された診断書（病名には急性肝炎のみの記載）の提出と、入院経緯についてできる限り詳しく説明を行った。入院時の検査では胆石は発見できなかったが、自覚症状や病状などにより胆石が原因と考えられること、再発する可能性が高いので気を付けるよう指導されたこと等を告知した。
- (3)医師の作成した告知書にはそのほとんどが記載されていなかったが、入院していた病院の診断書も急性肝炎のみの記載だったこともあり、医師が私の説明を聞き、そのように判断され記入しなかったと考え、告知書にサインした。
- (4)医師の作成した告知書について担当者は知るすべもないと思われるが、営業所長は書類作成の際などに確認するはずであり、当時の営業所長は私が半年前に入院していたことなどを知っていたので、告知書に記載が必要なのであれば記載漏れを指摘していれば今回のようなことはなかったはずだと考える。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、令和2年6月下旬に病院で受診し、同日に腹部単純CT検査を行なった結果、胆のう結石があることの説明を受け、「胆のう結石症」と診断・病名告知された。経過観察目的で入院が必要と説明され、同日入院し、同年7月上旬に退院した。
- (2)同年7月中旬に外来受診した際に、今回は微小結石が原因と考えられ、胆石もあるため手術の必要性を説明されたが、忙しいことを理由に希望しなかった。
- (3)本入院・手術の原因は、責任開始期前に発病している「胆のう結石症」と医学的因果関係があるため、給付金の支払いに応じることはできない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、申立人の主張する事実を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情

も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。